

平成 28 年度
森永ミルク中毒事件
全国担当係長会議資料

平成 29 年 1 月 26 日（木）

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部企画情報課

資 料 目 次

○ 森永ひ素ミルク被害者の現状及びニーズ	1
○ (公財) ひかり協会が行う救済事業に対する 行政協力について	3
○ 森永ミルク中毒事件の概要について	11
○ 都道府県別森永ひ素ミルク被害者数一覧	13
○ 公益財団法人ひかり協会救済資金推移表	15
○ 公益財団法人ひかり協会の概要について	17

被害者の方々の現状及びニーズについて

1. 被害者の状況

- (1) 被害者は、障害のあるなしにかかわらず、健康に対する関心は高く、乳幼児期のひ素中毒という健康被害の性格と、60歳代を迎える時期にあたって、生活習慣病の発症・重症化を予防するため、全被害者の保健予防、健康の保持・改善が重要になっています。

現在、障害のある被害者は約700名います。

障害・症状別にみると、知的障害が最も多く、肢体障害、精神障害、てんかんの順になり、重複障害が多いことも特徴です。

このうち、何らかの介護を必要とする被害者は半数以上を占め、同居している親の高齢化等に伴い、家庭内の介護力の低下が進行しています。

- (2) 被害者の多くが間もなく65歳を迎えることから、障害により介護を必要としている被害者が、介護保険サービスを利用することが予想されます。

障害を有する方の心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であることから、一律に介護保険サービスを優先して適用することは適当でないとされていますので、個々の状況に応じて、適切に介護保険サービスと障害者総合支援法に基づく自立支援給付を併用するといった取扱いが必要となってきます。

2. 被害者のニーズ

被害者は、こうした状況に対応し、将来設計を実現するために以下の課題に直面しています。

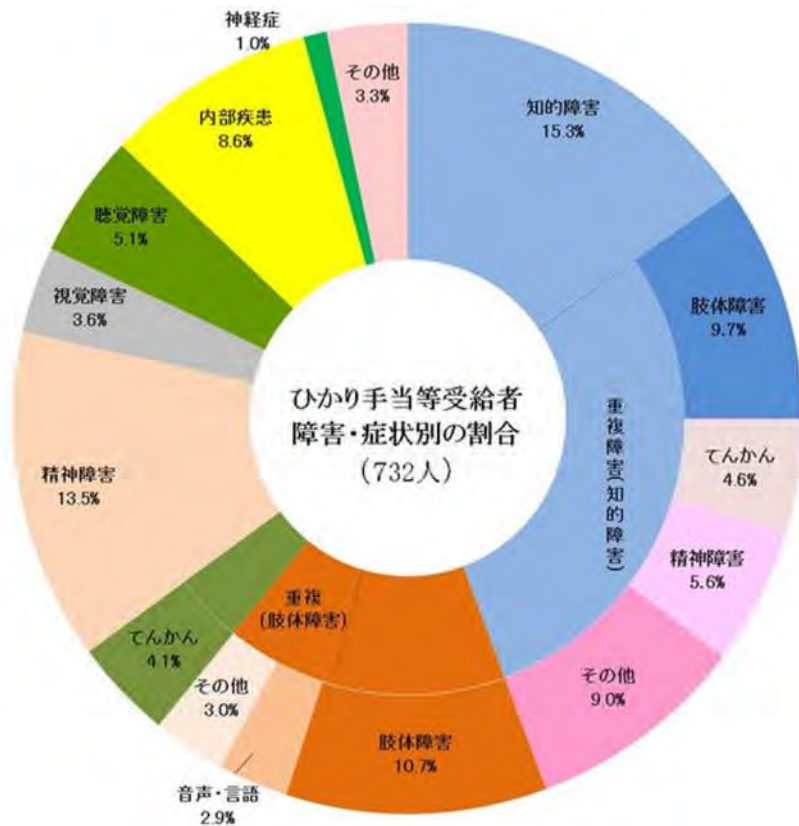
- ① 親族との同居が減って、単身生活やグループホーム等共同生活が増加し、地域で自立した生活を希望する被害者が多くいます。また、障害が重い場合、将来は施設入所を希望している被害者や、加齢に伴う心身機能の低下から医療機関に入院すると、退院後の医療ケアが必要なために元いた施設に戻ることはできないのではないかと不安に直面している被害者もいます。このように、被害者それぞれの状況に応じた、安定した生活の場の確保が課題です。
- ② 社会生活における将来の方向として、社会参加を目指して、就労や福祉施設への通所を希望する被害者もあり、障害・症状の悪化に伴う退職等によって、在宅になった被害者も多く、日中活動の場の確保も今後の課題です。

具体的には、障害の状態や社会生活の状況等に応じて、次のようなニーズが生じています。

- 健康管理・看護・医療・リハビリ等のため、保健師や精神保健福祉相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の対応やデイケアセンターへの通所
- 地域で生活するためのホームヘルプ、デイサービスなどの援助
- 公営住宅や福祉住宅、グループホーム、入所施設などの入居・入所
- 自立生活をめざす生活訓練やそのための場所の確保
- 就労のための準備訓練、雇用の促進と安定のための支援の強化、福祉施設などへの通所の実現
- 親なきあとの人権保障や財産・日常金銭管理など後見的援助を必要とする事項への対応
- 地域の支援ネットワークづくり（行政機関・主治医・相談支援事業者・居宅介護支援事業者・訪問看護師等との連絡調整）

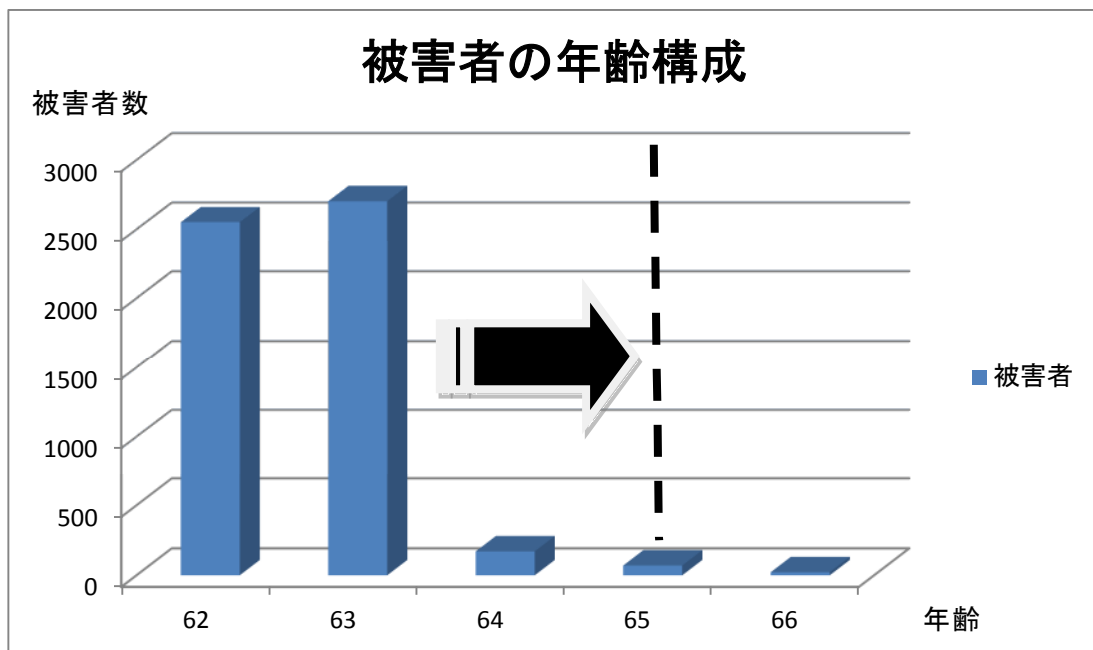
【参考データ】

(1) 障害などの状況 (2014 年 3 月現在)



出典元：2017 年 1 月 26 日付資料「ひかり協会の救済事業と行政協力について」（公財ひかり協会）

(2) 被害者の年齢構成



出典：（公財）ひかり協会提供データを加工して作成

（公財）ひかり協会が行う救済事業に対する行政協力について

1 （公財）ひかり協会の事業内容について

（公財）ひかり協会（以下「協会」という。）は、昭和３０年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の救済を目的として、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」、森永乳業株式会社及び厚生省（当時）の三者の合意に基づいて、昭和４９年４月に設立されたもので、厚生労働省としては、従来から協会の事業の円滑な推進のために積極的に取り組んできたところです。

協会の事業内容は、

- ① 被害者の継続的健康管理に関する事業
- ② 被害者の治療・養護に関する事業
- ③ 被害者の生活保障又は援護に関する事業
- ④ 被害者の教育及び保護育成に関する事業
- ⑤ 被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業
- ⑥ 前各号の事業に関連する調査・研究の実施と公表に関する事業
- ⑦ 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業
- ⑧ その他目的を達成するために必要な事業

ですが、これらの事業について被害者から相談等があった場合には、協会地区センター事務所等又は本部事務局を紹介する等、協力方よろしく願います。

2 被害者の救済事業について

(関連通知)

協会が行う森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の救済事業については、かねてより御高配をいただいているところです。

厚生労働省からも、以下の3つの通知を発出し、都道府県等に対し、救済事業への行政協力を依頼しています。

○「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について (依頼)」

平成25年2月27日付け食安企発 0227 第1号食品安全部企画情報課長通知(平成3年7月8日衛食第91号通知の一部改正)

○「(公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について (依頼)」

平成25年2月27日付け食安企発 0227 第2号食品安全部企画情報課長・障障発 0227 第2号障害保健福祉部障害福祉課長通知(平成19年1月22日食安企発第 0122001 号・障障発第 0122001 号通知の一部改正)

○「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について (依頼)」

平成25年2月27日付け食安企発 0227 第3号食品安全部企画情報課長・老高発 0227 第1号老健局高齢者支援課長・高振発 0227 第1号老健局振興課長・老老発 0227 第2号老健局老人保健課長通知

また、高齢期を迎えた障害を持つ被害者が直面している生活の場の確保に関連して、前掲の施設入所等に関する通知を再度周知するため、各都道府県に対し、

○「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について (依頼)」

平成28年9月28日付け事務連絡

を発出しました。事務連絡の内容については、お配りした資料2をご参照ください。

この事務連絡においては、

- ・ 取組の具体例を示した上で、積極的な行政協力の継続 及び
- ・ 実際に支給決定等の事務を行う市町村への関係通知を含めた周知

を依頼しております。

この趣旨を十分御理解のうえ、具体的には、施設入所やグループホーム等の利用希望被害者が円滑に入所・利用できるとともに、医療的なケアが必要となり、一時的に施設を退所せざるを得なくなった被害者が、治療後に、スムーズに元の安定した生活の場に復帰できるよう、主体的な御協力をお願いします。

(参考) 生活の場の確保が特に必要とされている事例

○単身生活を行っていたが、心身機能の低下により手術が必要となり入院。その後リハビリのため入院継続していたが、150 日を経過したため、病院から退院を促される。しかし、主治医からは「自宅に戻っての生活は難しい」との意見が出され、やむを得ず、一旦老健施設に入所となった。他の入所者は、本人に比べて高齢であり、施設での生活がストレスとなっている。本人は慣れ親しんだ地域での生活に復帰することを希望しており、「生活の場」の確保が必要となっている。

○障害者向け施設に入所していたが、肺炎で入院した。主治医から、誤嚥性肺炎のおそれがあり、胃ろうを造設するように勧められたため手術を実施。

病院からは、退院先を探すよう求められる一方、元の施設では、胃ろうの増設により医療的ケアが必要になったため、受け入れできないとの考えが示された。やむを得ず、入院を継続しており、早急に「生活の場」の検討が必要となっている。

※いずれも、平成 28 年度に開催された「三者会談」救済対策推進委員会の協議事項において、ひかり協会から紹介

(対象者名簿)

森永ひ素ミルク中毒被害者は 60 歳代になられ、保護者の高齢化や社会情勢の変化等に伴い、救済事業は一層重要性を増しており、中でも障害のある被害者に対する救済事業は、保健福祉サービスの提供等の行政協力が当該事業を推進する上において必要不可欠となっています。

そのため、協会は救済事業の一環として、これら障害のある被害者の具体的なニーズを把握し、これらを記載した「森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿」を協会地区センター事務所等から関係都道府県窓口課に提出しているところです。

各都道府県で保管管理されている「森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿」について、個人情報取り扱い上、問題がなければ該当名簿の写しを被害者が居住する市町村に交付して頂きたい。

(連絡調整)

救済事業に係る行政協力を円滑に推進するためには、担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局、保健所等の関係機関、障害のある被害者の存在する市町村の関係部局や都道府県労働局等極めて広範囲の行政機関並びに協会地区センター事務所等と十分な連絡調整を図ることが必要ですので、関係者による懇談会の開催等によって、定期的な連絡の場をもたれるよう特段の御配慮をお願いします。

また、提出のあった「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の保管及び活用については、プライバシー等個人情報の保護に十分留意しながら協議検討し、障害のある被害者に対して、適切な保健福祉サービス等の提供が行われるよう御配慮をお願いします。

なお、協会地区センター事務所等から当該連絡調整の場への参加の要望及び協会が主催する地域救済対策委員会等に出席依頼があった場合には、積極的に対応されるようお願いします。

(救済事業に関する計画)

関係都道府県市におかれましては、障害者の方々が円滑に障害者自立支援制度を活用していただけるよう、関係部局と十分な連携のもとに対応されるようお願いします。

また、協会においては、「４０歳以降の救済事業」を効果的に進めるため、平成１３年度から平成２２年度を計画期間として策定された「第一次１０ヵ年計画」が平成２２年度をもって終了しました。現在は、平成２３年度から３２年度を計画期間とした「第二次１０ヵ年計画」が策定され、現在この計画に基づいた２つのブロック年次計画（「すべての被害者の自主的健康管理を援助するブロック年次計画」及び「障害のある被害者の将来設計を実現するブロック年次計画」）が、平成２６年度から進められておりますが、本計画が円滑に実施されるためにも、行政協力は必要不可欠となっておりますので、関係都道府県市におかれましては特段の協力をお願いします。

3 健康管理手当の収入認定について

○「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」

平成27年11月27日付け生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知
(平成26年8月28日食安企発0828第2号の一部改正)

にて通知しましたとおり、ひかり協会が創設した「健康管理手当」は、生活保護制度上収入として認定しない取扱いとなりますので、必要な事務が円滑に進められるよう、関係者に周知していただきますようお願いいたします。

4 住所不明者の情報提供について

○「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について（依頼）」平成26年12月3日付け食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知

にてお願いしております、住所不明者の情報提供について、各自治体において通知の内容を踏まえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

5 障害福祉制度における給付と介護保険制度との適用関係

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係については、社会・援護局障害保健福祉部企画課及び障害福祉課事務連絡（平成27年2月18日）によって、適用関係に係る留意事項が示されているところですので、再度、関係部局と連携の上、その運用に遺漏がないよう、ご対応をお願いします。

（参考）上記事務連絡の具体的な考え方

○サービスの支給決定に際しては、市町村において、サービスの利用に関する具体的な内容や意向を把握した上で、個々の障害者の状況に応じたサービスが提供されることが必要である。（65歳を超えるまで、障害福祉サービスを利用していなかったものに対して、個々の障害者の状況を勘案せずに、介護保険サービスと障害福祉サービスの併用を認めない取り扱いが適当でない。）

○支給決定の際、公平性の観点から、一定の支給決定基準を設けることは適当であると考えられるが、その基準に該当しないことのみをもって、支給しないとするのは適当でなく、申請者の個別の状況によって決定されるものである。

※いずれも、平成28年度に開催された「三者会談」救済対策推進委員会の協議事項に対して国から回答

6 保健福祉サービス等に関する行政協力について

被害者のニーズは、被害者自身の加齢、保護者の高齢化等が相まって変化しており、介護のためのホームヘルパー等を必要とする重度な被害者から就職及び生活訓練の場を希望する被害者まで多種多様です。

各々の被害者のニーズに応えるためには、被害者の障害や症状に応じた的確な判断が必要なことから、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局や保健所、福祉事務所等の関係機関や市町村、都道府県労働局等と連携しつつ、また、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」に記載された内容を踏まえ、積極的に対応されるようお願いします。

7 平成 28 年度「三者会談」の開催等について

第二次 10ヵ年計画に係る行政協力の推進として、「障害のある被害者の将来設計実現の援助と自主的健康管理の援助に係る行政協力の促進」、「行政協力の仕組みづくりの推進」等について、厚生労働省、守る会、森永乳業株式会社及び協会の4者の構成メンバーで協議等を実施しております。

（開催状況）

- ・平成28年6月3日（金）第159回「三者会談」救済対策推進委員会
- ・平成28年8月21日（日）第49回「三者会談」
- ・平成28年10月7日（金）第160回「三者会談」救済対策推進委員会
- ・平成28年12月2日（金）第161回「三者会談」救済対策推進委員会
- ・平成29年3月3日（金）第162回「三者会談」救済対策推進委員会（予定）

（主な協議事項）

- ・障害者総合支援法施行3年後の見直しに関連する新たな施策について
- ・障害福祉制度における給付と介護保険制度との適用関係に関連した、被害者に対するサービスの質及び量の確保に必要な施策について
- ・障害被害者の高齢化に伴う「生活の場」の確保について
- ・施設に入所している被害者等の災害対策（避難計画の作成、福祉避難所の設置等）
- ・自主的健康管理に関連した、特定健診等の施策の今後の見通しについて
- ・救済事業に関する行政協力の重要性について

8 森永ミルク中毒事件全国担当係長の意義について

本会議は、協会が実施する救済事業を推進するために、各自治体の窓口となる、担当部署への情報共有を図ること等を目的としています。被害者の高齢化に伴い、救済事業への行政協力の重要性がますます高まる中、グループ討議での検討内容を含む本会議において示された情報を、会議を開催するなどして、内部関係部局及び管下市町村等の関係機関に対しても周知していただきたい。

森永ミルク中毒事件の概要について

1 事 案

昭和30年6月～8月、西日本の各府県（岡山県、広島県、京都府、大阪府、兵庫県など）において人工栄養の乳幼児の間に原因不明の発熱、頑固な下痢、汗疹様発疹、皮膚の異変などを主症状とした疾病が続発した。

2 原 因

森永乳業株式会社（以下「森永乳業」という。）徳島工場の製造によるMF印ドライミルクに、ひ素等の有害物質が混入したことによる。

3 被害者数

平成28年12月31日現在 13,445名

4 「三者会談」

被害者及びその親等は「森永ミルク中毒のこどもを守る会」（略称「守る会」）を組織し、昭和48年、国・森永乳業に対して民事訴訟を提起した。

昭和48年9月、訴訟とは別に、厚生大臣（大臣 斎藤邦吉）が「守る会」、「森永乳業」及び「国」の三者による話し合いを提唱し、第5回の三者会談（昭和48年12月23日）において、三者間で合意が成立し、以後は、これに沿って対策が講じられることとなった。なお、これに伴い民事訴訟は「守る会」の取り下げにより昭和49年5月に終結した。

5 （公財）ひかり協会

被害者の救済を図るため、三者会談での合意に沿って、昭和49年4月25日財団法人ひかり協会（以下、「ひかり協会」という。）が設立され、各種事業を実施している。概要は次のとおり。

※公益財団法人ひかり協会は、平成23年4月に財団法人ひかり協会から公益財団法人ひかり協会に移行した。

（1）事業

被害者の健康管理、治療養護、生活保障、保護育成等

（2）事業費等

「三者会談」における合意に基づき、被害者の救済及びひかり協会の運営に要するすべての経費は、森永乳業が負担している。

（3）支出額〔森永乳業負担額〕

平成28年度 約17億円

8. 都道府県別森永ひ素ミルク被害者数一覧

(平成28年12月31日現在)

都道府県名	被害者数
北海道	22
青森県	0
岩手県	1
宮城県	8
秋田県	5
山形県	1
福島県	7
茨城県	25
栃木県	27
群馬県	6
埼玉県	77
千葉県	110
東京都	265
神奈川県	150
新潟県	2
富山県	4
石川県	10
福井県	71
山梨県	2
長野県	8
岐阜県	18
静岡県	28
愛知県	108
三重県	53
滋賀県	290
京都府	712
大阪府	1,797
兵庫県	1,497
奈良県	484
和歌山県	418
鳥取県	58
島根県	230
岡山県	1,825
広島県	2,036
山口県	434
徳島県	421
香川県	479
愛媛県	617
高知県	119
福岡県	621
佐賀県	31
長崎県	73
熊本県	138
大分県	36
宮崎県	7
鹿児島県	92
沖縄県	2
海外	20
合計	13,445

公益財団法人ひかり協会救済資金推移表

(単位：千円)

年度	会社負担金	年度	会社負担金
49	348,955	8	1,368,916
50	480,268	9	1,407,609
51	549,009	10	1,404,941
52	627,750	11	1,498,632
53	687,490	12	1,519,938
54	765,221	13	1,497,811
55	799,756	14	1,520,763
56	829,895	15	1,556,593
57	900,619	16	1,575,590
58	988,527	17	1,608,585
59	1,009,516	18	1,693,561
60	978,188	19	1,692,642
61	1,127,409	20	1,710,058
62	1,082,100	21	1,706,529
63	1,110,360	22	1,713,981
元	1,183,500	23	1,671,689
2	1,265,997	24	1,663,454
3	1,307,729	25	1,678,474
4	1,369,485	26	1,614,440
5	1,413,239	27	1,645,230
6	1,411,649	28予算額	1,664,913
7	1,406,476		

累 計 (28年度まで) 55,057,487

3 公益財団法人ひかり協会の概要について

1. 設立 昭和49年4月25日

2. 基本財産（平成28年3月31日現在） 6億4,094万円
内、森永乳業寄付 昭和49年（協会設立時） 1億円
昭和57年 1億円

3. 役職員の状況及び事務所所在地

○評議員 19人

○理事 10人（内訳：理事長1、専務理事1、常務理事2、理事6）

○監事 2人

○職員総数 65人

○本部事務局所在地 大阪市北区浪花町13-38 千代田ビル北館2階

○現地の事務所所在地 全国7地区センター〔東京、京都、大阪、
岡山、広島、徳島、福岡〕

5出張所〔奈良、和歌山、島根、
山口、愛媛〕

4. 事業内容

（1）対象者数（平成28年12月31日現在） 総数13,445人
〔確認 12,368人（92%）〕
〔飲用認定 1,077人（8%）〕

（2）主要な事業内容

①相談指導事業

○相談指導事業は、すべての被害者に対する救済事業の基本であり、被害者の自立と発達を促進援助する事業

②保健医療事業

ア. 検診事業

○基礎検診、がん検診、皮膚検診、歯科検診

イ. 医療事業

○保険診療を基本として、その自己負担分を給付

③. 生活保障援助事業

○障害を有し、自立が困難な被害者の経済的基礎、生活基盤をつくる。

- ・生活手当……………国民年金障害基礎年金1.2級受給者を対象
- ・後見・介護費……………障害が重度のため常時介護を要する場合（生活手当と併給）
- ・調整手当……………上記以外で、ある程度の障害を有する場合

④. 自立生活促進事業

- 障害のため、生活や労働に困難を有する被害者に対する援助事業
- 各種奨励金の給付

⑤. 飲用認定事業

- 森永ひ素ミルク飲用者を認定する事業

⑥. 調査研究事業

- 救済事業を推進させるための疫学研究及びその他の調査研究事業

5. その他

平成23年4月、財団法人ひかり協会から公益財団法人ひかり協会に移行